

環境影響評価方法書に対する 知事意見

国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

お 知 ら せ

平成18年1月27日
環 境 政 策 課

肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価方法書に係る 知事意見について

肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価方法書について、環境影響評価法の規定に基づき、1月27日付けで、環境の保全の見地からの知事意見を、国土交通省四国地方整備局に提出したので、お知らせします。

1 経 緯

肱川水系山鳥坂ダム建設事業については、環境影響評価法の規定に基づき、平成17年8月23日に環境影響評価方法書が公告・縦覧され、同年11月21日に住民意見の概要が、国土交通省四国地方整備局から知事に送付された。

県においては、猛禽類の専門家など動植物や生態系に見識を有する3名の専門委員を含めた愛媛県環境影響評価審査会で、当該方法書の審査をいただいていたところ、1月24日付けで、審査会の議論や現地調査の結果及び住民意見、関係市長（大洲市長及び西予市長）意見を踏まえた答申が、知事あて提出された。

この審査会答申をもとに、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づき、1月27日付けで、29項目からなる環境の保全の見地からの知事意見を、国土交通省四国地方整備局に提出したものである。

2 知事意見

別紙のとおり

3 参 考

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

[担 当]

愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境審査係（内線2347）

別 紙

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の実施中に、現時点で想定していない環境への影響を及ぼす要因が判明したときや新たな知見が得られた場合には、必要に応じ選定されている項目及び手法の見直しを行うとともに、追加調査を実施すること。

2 対象事業の目的及び内容

- (1) 方法書では、目的として記載されている洪水調節及び正常流量の確保の説明が十分になされていないが、準備書においては、当該ダム建設によってどれだけの治水効果があるのか、また現状の河川流量がダム供用後にどのように変化し、正常流量が確保されるのかなどについて、具体的に住民にわかりやすく記載すること。
- (2) 工事の実施に伴う粉じんや騒音・振動等の影響については、工事期間及び工程から粉じん等の発生が最大となる時期を想定し、予測・評価する必要があることから、準備書においては、予測の前提となった工事期間及び工程を明らかにすること。

3 大気質

- (1) 工事の実施に伴う粉じん等の影響については、建設機械の稼働だけでなく、工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等についても予測・評価すること。
- (2) 工事の実施に伴う粉じん等及び騒音・振動の影響について、対象事業実施区域から約500mの範囲内の区域のみに予測地点を設けているが、工事用車両のほとんどは国道197号線及び鹿野川大橋を通過する。このため、国道197号線沿線や鹿野川地区の中心集落においても、粉じん等及び騒音・振動の影響を受けることから、学校や住居の存在等を勘案し、影響を的確に把握できる地点を、予測地点として追加すること。その際、工事用資材等の搬出入ルートや交通量等を明らかにすること。

4 水 質

- (1) 河川整備計画において、山鳥坂ダムを含む3ダムの統合管理を行い、正常流量を確保するとしていることから、その具体的な内容を明らかにしたうえで、ダム供用後の水質予測を行うこと。
- (2) ダム供用後の水質については、鉛直二次元モデル等を用い予測することとしているが、予測モデルは現実との誤差を伴うものであることから、既存ダムの事例調査の結果や最新の科学的知見等を踏まえ、適宜補正するなど、予測精度の向上を図るとともに、予測対象時期であるダムの供用が定常状態となる時期についても、適切に設定すること。そのうえで、準備書では、予測精度が確認できるよう、検証に用いた既存ダムの諸元や周辺環境の状況及び現況再現性の検証結果などを具体的に示すこと。

5 地形及び地質

- (1) ダム予定地周辺には、方法書で明示されている国土交通省所管以外の地すべり防止区域が存在するとともに、過去の調査においてもダム湛水に伴う崩壊・地すべり危険箇所の存在が指摘されている。このため、事業の具体化に当たっては、地盤環境への影響に配慮した計画とするとともに、地形・地質は地域の動植物や生態系の存続基盤となっていることから、これらの保全の観点からも「土地の安定性」を環境影響評価項目として追加すること。その際、事業者自らが実施している既往のボーリング調査等の結果を、明らかにされたいこと。
- (2) 土壌図、地形分類図及び表層地質図については、環境影響評価の基盤となる情報であることから、準備書においては、出典を明確にしたうえで、詳細がわかるよう正確な図面を作成するとともに、凡例を再整理すること。

6 動物

- (1) かつてのクマタカの営巣木周辺地域においては、マツクイムシ等の影響より、アカマツの枯死などが見られることから、集水区域外に移動している現在のクマタカの営巣木についても、同様の状況となり、営巣地の移動も想定される。このため、引き続きクマタカのモニタリング調査を実施するとともに、営巣適地における営巣可能木の状態を十分把握すること。そのうえで、クマタカは一定の傾斜地に生育している針葉樹のうち大径木を営巣木として選択するため、今後の生息環境を十分把握できるよう、植生図と地形図とを重ね合わせることなどにより、将来の森林環境の状況変化について、解析を行ったうえで、予測・評価すること。
- (2) 当該地域の生態系に与える影響を把握するためには、生物多様性の見地から、上位性の重要な種以外についても、現況を十分把握したうえで、対応していくことが求められる。これまでの哺乳類相調査では、当該地域に生息の可能性があるジネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミが確認されていないことから、引き続き精度を高めた調査の実施を検討すること。このほか、タヌキについては、当該地域で広く生息し、個体数が多く、捕獲が比較的容易な種であると考えられるため、テレメトリー調査等により、行動圏や移動ルートなどの把握に努めること。
- (3) カワネズミについては、現在四国では確実な生息情報はないが、過去において、カラ岩谷遺跡の地層から骨が確認されており、県内では最も生息の可能性が高い地域と推定されることから、当該種に注目した調査の実施を検討すること。
- (4) コウモリ類については、その多くが愛媛県レッドデータブックで情報不足の種となっており、慎重な調査対応が必要であることから、引き続き、

繁殖活動に配慮しつつ、かすみ網法による捕獲調査を行うとともに、当該地域における越冬場所の調査や洞窟調査を実施すること。

- (5) 当該地域の環境は、リス科の種の生息に適したものと考えられ、特にモモンガ及びニホンリスについては、生息状況を十分考慮したうえで、工事を実施する必要があることから、当該種に注目した調査を充実・実施すること。その際、生息地の水没や付替え道路の建設等による生息環境の分断の可能性があるので、当該種の巣木・行動圏・移動ルート等を十分に把握すること。

7 植 物

- (1) 現地調査で確認されている重要な植物種の一部に、同定ミスと考えられるものがあるため、再検討すること。また、一部には、地点情報が不明であり、確認位置が把握されていない重要な種があるが、移動ができない植物については生育位置、生育量などの情報が不明の場合、予測・評価が不可能である。このため、各年度の調査資料を精査するとともに、最新の重要な種の詳細が把握できるよう、必要に応じ再調査や追加調査を実施し、適切な予測・評価を行うこと。
- (2) 現地調査で確認されているクロモジ、ヒメクロモジ、ミヤコイバラ、クロムヨウランについては、重要な種としてあげられていないが、愛媛県では未記録種（県内分布が知られていない種）であり、県レッドデータブックの絶滅危惧種に相当する極めて貴重な種である。このため、地点情報を把握したうえで、重要な種として予測・評価すること。ただし、これらの種については、同定ミスの可能性も考えられるため、十分な確認を行うこと。
- (3) 重要な種として現地調査で確認されているニッケイ及びシモツケについては、植栽からの逸出の可能性があるので、予測・評価に当たっては留意すること。
- (4) 現存植生図については、植物のみならず生態系等の環境影響評価にも活用できる重要なデータベースであり、当該地域の森林環境を的確に把握したうえで、作成する必要がある。このため、次の点に留意し、より精度の高い現存植生図を作成すること。

群落組成表によると、常緑広葉樹林のツブラジイ群落の中に、ツブラジイ、アラカシが優占する林があり、落葉広葉樹林のクヌギ・コナラ群落の中にも、コナラ、ナラガシワ、クヌギが優占する林が存在することから、各々優占種での区分を検討すること。

クヌギ・コナラ群落の中にクヌギが優占する林があるとしているが、愛媛県においては、クヌギが優占する二次林は少ないものと考えられることから、十分確認すること。

スギ・ヒノキ植林を一つの植生と捉えているが、それぞれ植生環境が異なるため、区分しての図化を検討すること。

8 生態系

- (1) 過去の調査で集水域にクマタカの営巣地が確認されており、当該地域はクマタカの生息に適した環境が潜在的に存在しているものと考えられることから、引き続きモニタリングを行うとともに、今後の調査結果に応じ、上位性・注目種としての選定を検討すること。その際、営巣地の有無のみならず、クマタカの飛翔の範囲や頻度、ハンティングの状況などを総合的に踏まえ、検討を行うこと。
- (2) 地域の生態系の上位性・注目種として位置付けられているオオタカ及びサシバについては、クマタカ同様、営巣木としてアカマツを選択するケースが多く、「6動物(1)」記載のとおり、アカマツの枯死等の問題も考えられることから、事業実施等に伴い森林環境が今後どのように変化していくかということをも十分踏まえたうえで、予測・評価すること。
- (3) 上位性・注目種として、当該地域の哺乳類が想定されていないが、キツネについては、仮に外来亜種であっても、現時点では当該地域に定着し、生態系の上位に位置しているものと考えられることから、上位性・注目種としての選定を検討すること。

9 景観

- (1) 豊かな自然環境の中に新たに巨大な構築物が出現することとなるため、主要な眺望点からの景観のみならず、地域の身の回りの景観への影響についても、検討すること。

10 文化財

- (1) 当該事業実施区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地「カラ岩谷遺跡」「敷水洞遺跡」「堀城跡」「家老屋敷」に該当しており、同区域内における工事内容等によっては、文化財保護法に基づく届出等が必要となることから、県教育委員会と事前に協議すること。
- (2) 国指定天然記念物ヤマネの生息地に該当することも考えられるため、聞き取り調査を充実するとともに、現地調査における巣箱を増加させるなど、十分な調査を行ったうえで、適切な措置を講ずること。
- (3) このほか、ダム建設予定地周辺には、県や市の指定文化財が存在していることから、これらへの影響を考慮し、十分な調査を行ったうえで、適切な措置を講ずること。

11 環境影響評価準備書の作成に向けて

- (1) 準備書の作成に当たっては、最新の科学的知見を取り入れるとともに、既存ダムデータのデータや対策を検証したうえで、予測・評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 準備書については、住民等にわかりやすい内容とすることはもとより、膨大な頁数となることが想定されるため、必要に応じ資料・データを別冊にするなど、編集方法にも意を用いること。
- (3) 住民等から動物や生態系などについて、多くの意見が寄せられているが、より科学的な議論ができるよう、わかりやすい形で環境影響評価制度の趣旨や動植物の生態等の情報提供に努めるとともに、可能な限り調査結果を開示するなど、住民等に十分説明する機会を設けること。

12 その他

- (1) ダムの建設によって、新たな湖水面が出現することから、ダムの存在が、周辺地域の特徴的な気象現象である「肱川あらし」など微気象へ及ぼす影響について、鹿野川ダム完成前後の状況を地元から聞き取り調査するなど、可能な限りの調査を行い、検討されたいこと。また、山鳥坂ダム完成前後の年間の霧発生日数等を把握し、微気象への影響を検証されたいこと。